

目 次

条 例	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	2
規 則	
2 新潟県市町村総合事務組合行政組織規則の一部を改正する規則	4
3 新潟県市町村総合事務組合事務委任規則の一部を改正する規則	4
4 新潟県市町村総合事務組合公報発行規則の一部を改正する規則	5
5 新潟県市町村総合事務組合職員の給料の半減に関する規則の一部を改正する規則	5
6 新潟県市町村総合事務組合職員の時間外勤務手当及び休日給に関する規則 の一部を改正する規則	6
7 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則 の一部を改正する規則	7
8 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	8
9 平成 23 年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則	10
10 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則 の一部を改正する規則	11
11 新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則 の一部を改正する規則	16
12 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則 で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	17
13 新潟県自治会館条例施行規則の一部を改正する規則	18
14 新潟県自治会館会議室申込システムの利用に関する規則	18
訓 令	
1 新潟県市町村総合事務組合事務所事務決裁規程（全部改正）	20
告 示	
5 新潟県自治会館附属駐車場に係る使用料徴収委託	21
公 告	
新潟県市町村総合事務組合教育委員会委員の退任について	22
新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等審査会委員の就退任について	22
新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等認定委員会委員の就退任について	22
監査委員公表	
定期監査結果の公表について	23

条 例

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第 1 号

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第 2 条の 2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日

(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として管理者が規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第20条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第21条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第 2 号

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「関係市町村」を「組合市町村」に改める。

第 15 条第 1 項中「事務所支所に次長」を「次長補佐」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 事務所支所に次長及び次長補佐を置くことができる。

第 15 条に次の 1 項を加える。

5 次長補佐は、次長を補佐して事務所の事務を整理するとともに次長の命を受けて事務所の事務を処理する。

第 16 条第 2 号中「次長」の次に「、次長補佐」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合事務委任規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第 3 号

新潟県市町村総合事務組合事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合事務委任規則（平成 16 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「次長」の次に「、次長補佐」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合公報発行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成23年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第4号

新潟県市町村総合事務組合公報発行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合公報発行規則（平成16年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（閲覧）

第4条 公報は、新潟県市町村総合事務組合総務課に備え置いて一般の閲覧に供する。

2 公報に登載された事項は、インターネットを利用して一般の閲覧に供する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合職員の給料の半減に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成23年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第5号

新潟県市町村総合事務組合職員の給料の半減に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の給料の半減に関する規則（平成18年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（勤務しない期間の範囲）

第3条 給与条例附則第3項の勤務しない期間には、療養休暇等（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合における療養休暇（以下「特定療養休暇」という。）以外の療養休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を療養休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の週休日（新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年条例第11号）第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）、給与条例第15条に規定する休日等その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、特定療養休暇の日その他の管理者が定める日を除く。）が含まれるものとする。

(給料の半額を減ずる日)

第4条 一の負傷又は疾病による療養休暇等が引き続いている場合においては、当該療養休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における療養休暇等の日(1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを療養休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。)につき、給料の半額を減ずる。

2 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による療養休暇等が引き続いている場合においては、当初の療養休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における療養休暇等の日につき、給料の半額を減ずる。

3 前2項の規定の適用については、特定療養休暇の期間その他の管理者が定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日から引き続き結核性疾患による給与条例附則第3項に規定する療養休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対する改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給料の半減に関する規則第4条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「一の負傷又は疾病」とあるのは「平成23年1月1日前から結核性疾患」と、「90日」とあるのは「1年」と、同条第2項中「他の負傷又は疾病」とあるのは「平成23年1月1日前から結核性疾患」と、「90日」とあるのは「1年」とする。

新潟県市町村総合事務組合職員の時間外勤務手当及び休日給に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成23年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第6号

新潟県市町村総合事務組合職員の時間外勤務手当及び休日給に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の時間外勤務手当及び休日給に関する規則(平成16年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第 7 号

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 16 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「最小限度」を「必要最小限度」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合（以下この項において「公務上傷病等の場合」という。）以外の場合における療養休暇（以下この条において「特定療養休暇」という。）の期間は、公務上傷病等の場合における療養休暇を使用した日その他の管理者が定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して 90 日を超えることはできない。

第 15 条に次の 5 項を加える。

- 2 前項ただし書、次項及び第 4 項の規定の適用については、連続する 8 日以上（当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として管理者が定める場合にあっては、その日数を考慮して管理者が定める期間）の特定療養休暇を使用した職員（この項の規定により特定療養休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定療養休暇の期間の末日の翌日から、1 回の勤務に割り振られた勤務時間（1 回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他の管理者が定める時間（以下この項において「部分休業等」という。）がある場合にあっては、1 回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、部分休業等以外の勤務時間）のすべてを勤務した日の日数（第 4 項において「実勤務日数」という。）が 20 日に達する日までの間に、再度の特定療養休暇を使用したときは、当該再度の特定療養休暇の期間と直前の特定療養休暇の期間は連続しているものとみなす。
- 3 使用した特定療養休暇の期間が除外日を除いて連続して 90 日に達した場合において、90 日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定療養休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定療養休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第 1 項ただし書の規定にかかわらず、当該 90 日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定療養休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定療養休暇の期間は、除外日を除いて連続して 90 日を超えることはできない。

- 4 使用した特定療養休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定療養休暇の期間における特定療養休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定療養休暇を承認することができる。この場合において、当該特定療養休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 5 療養期間中の週休日、休日、代休日その他の療養休暇の日以外の勤務しない日は、第1項ただし書及び第2項から前項までの規定の適用については、特定療養休暇を使用した日とみなす。
- 6 第1項ただし書及び第2項から前項までの規定は、条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員には適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条の規定は、同日以後に使用した療養休暇について適用する。

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成23年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第8号

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則（平成16年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条」を「第2条、第2条の2、第3条」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（育児休業条例第2条第3号ア（ウ）の規則で定める非常勤職員）

第1条の2 育児休業条例第2条第3号ア（ウ）の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。

（育児休業条例第2条の2第3号イの規則で定める場合に該当する場合）

第1条の3 育児休業条例第2条の2第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号イに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

（1）育児休業条例第2条の2第3号イに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として育児休業条例第2条の2第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

第2条第1項中「別に定める」を削り、「により」の次に「行い、育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「1月」の次に「（育児休業条例第2条の2第3号に掲げる場合にあつては、2週間）」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤職員が育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第4条中「第2条」を「第2条第1項及び第2項本文」に改める。

第5条第3項中「第2条第2項」を「第2条第2項本文」に改める。

第9条の見出し中「条例」を「育児休業条例」に改める。

第10条第2項中「第2条第2項」を「第2条第2項本文」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（育児休業条例第20条第2号イの規則で定める非常勤職員）

第12条の2 育児休業条例第20条第2号イの規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

第13条第2項中「第2条第2項」を「第2条第2項本文」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成 23 年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則を次のとおり公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第 9 号

平成 23 年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

第 1 条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 22 年条例第 14 号。次条において「改正条例」という。）附則第 4 項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成 22 年 1 月 1 日（以下「調整対象昇給日」という。）における新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成 16 年条例第 13 号。以下「給与条例」という。）第 5 条第 4 項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員
- (2) 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 16 年規則第 10 号。以下「初任給規則」という。）第 27 条第 6 項の規定による昇給の号給数（以下この号において「期間割昇給号給数」という。）である職員であって、当該期間割昇給号給数と、新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成 18 年規則第 16 号。以下「改正初任給規則」という。）附則第 7 項の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号給数とが等しくなるもの
- (3) 前各号に掲げる職員に相当するものとして管理者が定めるもの
(調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員)

第 2 条 改正条例附則第 4 項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、調整対象昇給日に給与条例第 5 条第 4 項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 調整対象昇給日から平成 23 年 4 月 1 日（以下「調整日」という。）の前日までの間に新たに職員となった者であって、改正初任給規則附則第 5 項の規定により号給を決定された職員のうち、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成 21 年 11 月 1 日（同項に規定する特定職員にあつては、同年 10 月 1 日）前となるもの
- (2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第 15 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる者となった職員であって、調整対象昇給日から調整日までの期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち管理者の定めるもの
- (3) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和 62 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条の規定により育児休業をしていた期間がある職員であって、平成 21 年 1 月 1 日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち、管理者の定める職員

(4) 前各号に掲げるもののほか、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める職員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(改正初任給規則の一部改正)

2 改正初任給規則の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成22年1月1日まで」の次に「(平成23年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで)」を加える。

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成23年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第10号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則(平成16年規則第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「水防作業従事者」を「水防従事者」に、「応急措置業務従事者」を「応急措置従事者」に改める。

第3条第1項に次の一号を加える。

(8) 未支給の損害補償費支払請求書 別記様式消則第7号の2

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 各支払請求書の注意事項又は記載心得に定める書類

第3条第2項第2号中「第2号から第6号まで」を「第2号から第4号まで、第6号及び第7号」に改める。

第4条第2項第1号中「事項」を「事故」に、「、2回」を「2回」に、「場合第2回」を「場合 第2回」に改め、同項第2号及び第3号中「場合いずれか」を「場合 いずれか」に改め、同項第4号中「場合傷病補償年金支払請求書又は障害補償費支払請求書に係る添付書類のうち同一」を「場合 同一」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項第5号中「場合遺族補償支払請求書又は葬祭補償費支払請求書に係る添付書類のうちいずれか」を「場合 いずれか」に改め、同号を同項第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 介護補償費を請求する場合 傷病補償費支払請求書又は障害補償費支払請求書に係るものと同一のもの

第11条から第13条までを次のように改める。

(年金等の支払手続)

第 11 条 年金の支払を受ける場合は別記様式消則第 13 号を、休業補償費等の支払を受ける場合は別記様式消則第 14 号を提出しなければならない。

(災害補償記録簿等)

第 12 条 管理者は、災害補償記録簿及び年金支払原簿を備え、所要の事項を記載して整理しなければならない。

(補則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

第 14 条を削る。

別記様式消則第 3 号中「休業補償費請求書」を「休業補償費請求額」に改める。

別記様式消則第 4 号中「社会保険事務所」を「年金事務所」に改める。

別記様式消則第 5 号の 2 の〔注意事項〕4 (2)中「56,710 円 (随時介護を要する状態にあるときは 28,360 円。)」を「新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則 (平成 19 年規則第 4 号。以下「規則」という。) の表常時介護を要する状態の項の介護を受けた日の区分の欄第 2 号に应ずる金額の欄に掲げる額 (随時介護を要する状態にあるときは、同表随時介護を要する状態の項の介護を受けた日の区分の欄第 2 号に应ずる金額の欄に掲げる額。)」に改め、同様式の〔注意事項〕4(3)中「56,710 円 (随時介護を要する状態にあるときは 28,360 円。)」を「規則の表常時介護を要する状態の項の介護を受けた日の区分の欄第 2 号に应ずる金額の欄に掲げる額 (随時介護を要する状態にあるときは、同表随時介護を要する状態の項の介護を受けた日の区分の欄第 2 号に应ずる金額の欄に掲げる額。)」に改める。

別記様式消則第 7 号の次に次の 1 様式を加える。

別記様式消則第 7 号の 2

<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防隊等者 <input type="checkbox"/> 水防団員 <input type="checkbox"/> 水防隊等者 <input type="checkbox"/> 消防作業隊等者 <input type="checkbox"/> 救急隊等者		未支給の損害補償費支払請求書	
新潟県市町村総合事務組合管理者 様		市 町 長 氏 名 村	
下記のとおり未支給の損害補償の支給について請求します。		年 月 日	
1 死亡した受給権者	氏 名	年 月 日	
	死亡年月日	年 月 日	
2 未支給の損害補償	種 類		
	請 求 額	円	
3 送 金 先	振 込 先	銀行・信金・信組・農協・労金 支店	
	預 金 科 目	普通・貯蓄・当座	
	口 座 番 号		
	口 座 名 義		
上記のとおり未支給の損害補償を請求します。			
年 月 日			
住 所			
請求者 氏 名			
死亡した受給権者との続柄			

〔注意事項〕

この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、損害補償の請求のため、この請求書の提出前に既に提出されている書類若しくは未支給の損害補償と併せて遺族補償又は葬祭補償を請求する場合には、当該遺族補償又は葬祭補償を請求するために提出すべき書類と同じ書類については添付を要しないこと。

- 1 死亡受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他死亡受給権者の死亡を証する書類又はその写し
- 2 未支給の損害補償が遺族補償年金以外の損害補償であるときは、次に掲げる書類
 - (1) 未支給の損害補償の受給権者と死亡受給権者との続柄に関する市町村長の発行する証明書
 - (2) 未支給の損害補償の受給権者が死亡受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類
 - (3) 未支給の損害補償の受給権者が、婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類
- 3 未支給の損害補償の受給権者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者がいないことを証する書類
- 4 死亡受給権者が、この請求に係る未支給の損害補償分についてまだ請求をしていなかったときは、その請求を行うこととした場合に必要書類

別記様式消則第 8 号及び別記様式消則第 9 号中「から、支払いを受けようとするときは、この証書を市町村の窓口へ提示して下さい」及び「医師の証明を付した」を削る。

別記様式消則第 9 号（その 2）に次のように加える。

〔注意事項〕

- 1 この証書は、あなたが新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の規定による傷病補償年金を受ける権利を有することを証するものですから大切に保管して下さい。
- 2 年金は、毎月 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月の 6 期に分割して支払われます。
- 3 あなたの傷病の程度が増減したとき、又はあなたが傷病補償年金の額の改正を請求するときは、この証書を提出して下さい。
- 4 この証書を他人に譲り渡したり、質に入れたり、これを担保にして他人から金銭等を借りることはできません。また、この証書は他人から差押えを受けることはありません。
- 5 この証書を失ったり、破いたり、又は汚したりしたときは、再交付を受けることができます。
- 6 年金の支払いを受けるには、毎年 2 月末日までに医師の証明を付した定期報告書を提出しなければなりません。
- 7 受給権者が死亡したときは、遺族の方が直ちに、届出及び死亡に関する証明書と共に、この証書を提出して下さい。

別記様式消則第 11 号の 2 中「社会保険事務所」を「年金事務所」に改める。

別記様式消則第 13 号を削り、別記様式消則第 14 号を別記様式消則第 13 号とし、別記様式消則第 15 号を別記様式消則第 14 号とし、同様式の次に次の 2 様式を加える。

別記様式消則第 15 号

<input type="checkbox"/> 団員 <input type="checkbox"/> 従事者		災 害 補 償 記 録 簿				認定年月日 認定番号	年 月 日 新 消 認 第 一 号			
所属団体 市 町 村	階 級	氏 名	生 年 月 日 年 月 日 (歳)	職 業	事 故 発 生 日 時 年 月 日 () 時 分					
事 故 の 原 因 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 水害 <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> その他 ()		傷 病 名		補 償 基 礎 額	1年6月を経過する日 円 平成 年 月 日					
給 付 状 況										
回数	支払年月日	療 養 補 償 費		休 業 補 償 費		診 療 経 過			備 考	
		金 額	期 間	金 額	期 間	金 額	期 間	治 癒		中 止
	. .	円		円		円				
	. .	円		円		円				
	. .	円		円		円				
	. .	円		円		円				
	. .	円		円		円				
	. .	円		円		円				
	. .	円		円		円				

別記様式消則第 16 号

年 金 支 払 原 簿

年金

非常勤消防団員等	氏名	年 月 日生		住所	種別	階 級	補償基礎額		
	事故が発生した年月日	年 月 日	傷病名	決定した日	年 月 日		勤務年数		
				死亡した日	年 月 日				
				第三者行為事故	賠償額	円			
療養開始年月日	年 月 日		事故種別	特殊公務災害 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当					
福 祉 事 業									
受けることができる遺族	受給権者	氏 名	生年月日	死亡者の続柄	障害の有無	年金支払事由発生年月日	資格の変動の年月日	変動の事由	備考
	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
他 の 法 令 に よ る 受 給 関 係 法令の名称・給付等の種類 支給されることとなった日 年 月 日 年月日 金額 調整率 記事									
認定年度	年金支払決定番号		受給権者氏名		市町村等名				

新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第 11 号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成 19 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 7 級の項第 12 号中「女子の外^{ぼう}貌」を「外貌」に改め、同表第 9 級の項中第 16 号を第 17 号とし、第 15 号の次に次の 1 号を加える。

(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第 2 第 12 級の項第 14 号中「男子の外^{ぼう}貌に著しい」を「外貌に」に改め、同項第 15 号を削り、同表第 14 級の項第 10 号を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成 16 年条例第 26 号。以下「条例」という。）第 5 条第 3 項に規定する団員等（以下「団員等」という。）が公務により、若しくは消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に施行日前に変更があったときに存した障害に係る新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則別表第 2 の規定の適用については、なお従前の例による。

第 3 条 団員等が施行日前に公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合（施行日以後に条例第 11 条第 1 項第 4 号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があった場合又は条例第 12 条第 4 項に規定する場合において同項の遺族補償年金を受ける権利を有する妻が同項第 2 号に該当するに至ったときを除く。）又は施行日前に条例第 16 条第 2 号に該当することとなった場合における当該団員等の遺族の障害の状態の評価については、なお従前の例による。

第 4 条 団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成 22 年 6 月 10 日から施行日の前日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害（この規則による改正前の新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（以下「旧規則」という。）別表第 2 第 12 級の項第 14 号又は第 14 級の項第 10 号に該当するものに限る。）については、附則第 2

条の規定にかかわらず、それぞれ当該負傷若しくは疾病が治った日又は当該変更があった日から、この規則による改正後の新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（以下「新規則」という。）別表第2の規定を適用する。

第5条 団員等が平成22年6月10日から施行日の前日までの間に公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合、若しくは当該期間において条例第16条第2号に該当することとなった場合であって、当該団員等の遺族に障害を有する者があるときにおける当該遺族の障害（旧規則別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。）又は当該期間において条例第11条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があったときに存した障害（旧規則別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。）の状態の評価については、附則第3条の規定にかかわらず、それぞれ当該団員等が死亡した日又は当該変更があった日から新規則別表第2の規定を適用する。

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成23年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第12号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成19年規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「104,730円」を「104,530円」に、「56,790円」を「56,720円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,370円」を「52,270円」に、「28,400円」を「28,360円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

新潟県自治会館条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第 13 号

新潟県自治会館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県自治会館条例施行規則（平成 18 年規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、新潟県自治会館会議室申込システムの利用に関する規則（平成 23 年規則第 号）に規定する新潟県自治会館会議室申込システム（以下「会議室申込システム」という。）により使用の承認を受けようとする場合は、この限りでない。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、会議室申込システムにより使用の承認をする場合は、この限りでない。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、会議室申込システムにより使用の変更又は取消しの承認を受けようとする場合は、この限りでない。

第 7 条第 2 項中「使用の変更」の次に「又は取消し」を加え、「同条第 2 項」を「同条」に改め、同条第 3 項を削る。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県自治会館会議室申込システムの利用に関する規則を次のとおり公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第 14 号

新潟県自治会館会議室申込システムの利用に関する規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、新潟県自治会館会議室申込システム（以下「会議室申込システム」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議室申込システム インターネットを利用する方法により、会議室等の空き情報の検索照会及び申込みを行うシステムをいう。
- (2) 会議室等 会議室及び附属設備をいう。

- (3) 閲覧者 会議室申込システムを利用するもののうち、会議室等の空き情報の検索照会のみを行うものをいう。
- (4) 登録者 会議室申込システムを利用するもののうち、会議室等の申込みを行うもので利用者登録を受けたものをいう。
- (5) 利用者登録 会議室申込システムにより会議室等の申込みを行うものであることを識別できる情報を、施設利用者の登録台帳（利用者登録番号、暗証番号等の情報を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録したものをいう。)に登録することをいう。
- (6) 利用者登録番号 利用者登録の際、当該登録者を識別するために付された番号をいう。
- (7) 暗証番号 利用者登録番号とともに登録者を確認するために使用する4字以上10字以下のアラビア数字又は英字からなる符号をいう。

(利用者登録の対象者)

第3条 利用者登録を受けることができるものは、管理者が別に定める。

(利用者登録の申請)

第4条 会議室申込システムにより会議室等の申込みを行おうとするものは、あらかじめ利用者登録を受けなければならない。

2 利用者登録の申請の方法は、管理者が別に定める。

(利用者登録等)

第5条 管理者は、前条第2項の申請があった場合において適当と認めるときは、当該申請者の利用者登録を行うとともに、管理者が別に定める方法により当該申請者にその旨を通知するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 登録者は、登録された事項に変更が生じたときは、管理者が別に定める方法により届け出なければならない。ただし、暗証番号のみの変更をするときは、この限りでない。

(利用者登録の廃止)

第7条 登録者は、利用者登録を廃止しようとするときは、管理者が別に定める方法により届け出なければならない。

(禁止事項)

第8条 閲覧者及び登録者は、会議室申込システムを会議室等の空き情報の検索照会及び申込み以外の目的で利用してはならない。

2 閲覧者及び登録者は、会議室申込システムに、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条に規定する不正アクセス行為をいう。）をしてはならない。

3 閲覧者及び登録者は、会議室申込システムの管理及び運営を故意に妨害してはならない。

4 登録者は、利用者登録番号及び暗証番号を第三者に使用させてはならない。

(利用者登録の抹消)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を抹消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用者登録がなされたとき。
 - (2) 登録者がこの規則の規定に違反したとき。
 - (3) その他利用者登録を抹消すべき事由があると管理者が認めるとき。
- (その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

訓 令

新潟県市町村総合事務組合訓令第1号

事務所

新潟県市町村総合事務組合事務所事務決裁規程を次のように定める。

平成23年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合事務所事務決裁規程

新潟県市町村総合事務組合事務所事務決裁規程（平成17年訓令第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、事務所の所長（以下「所長」という。）の権限に属する事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 決裁責任者がその権限に属する事務の処理について、最終的にその意思決定を行うことをいう。
- (2) 決裁責任者 所長及び専決権限を有する者をいう。
- (3) 専決 所長の権限に属する事務を常時所長に代わって決裁することをいう。
- (4) 代決 決裁責任者が不在のとき、当該決裁責任者に代わって決裁することをいう。
- (5) 不在 決裁責任者が、休暇その他の理由又は欠員により決裁をすることができない状態にあることをいう。

（決裁事項等）

第3条 事務所の次長（以下「次長」という。）は、所長の指定する事項について、専決することができる。

（専決の制限）

第4条 専決権限を有する者は、前条の規定にかかわらず、特に命ぜられた事項、重要又は異例と認められる事項及び疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(代決)

第5条 決裁責任者が不在の場合の事務の代決は、次の表に定めるところによる。

決裁責任者	代決する者
所長	次長
次長	次長補佐

(代決の制限)

第6条 前条の規定にかかわらず、重要又は異例と認められる事項及び事務所の職員の任免については、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を示された場合又は緊急止むを得ない場合は、この限りでない。

(後閲)

第7条 前条ただし書の規定により代決した場合は、代決者において、速やかに決裁責任者の後閲を受けなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第5号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県自治会館附属駐車場に係る使用料徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

- 1 委託名
新潟県自治会館附属駐車場に係る使用料徴収事務委託
- 2 委託期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- 3 新潟県自治会館附属駐車場徴収事務受託者住所及び氏名
新潟県新潟市中央区上大川前通9番町1269
株式会社 新潟ビルサービス
代表取締役 鈴木 英 介

公 告

新潟県市町村総合事務組合教育委員会委員の退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合教育委員会委員の退任があったので、次のとおり公告する。

平成 23 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

退 任 坂 口 眞 生 平成 23 年 3 月 31 日

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等審査会委員の就退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等審査会委員の就退任があったので、次のとおり公告する。

平成 23 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

退 任 坂 井 熙 一 平成 23 年 3 月 31 日

退 任 薄 田 芳 丸 平成 23 年 3 月 31 日

就 任 坂 井 熙 一 平成 23 年 4 月 1 日

就 任 堂 前 洋 一 郎 平成 23 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等認定委員会委員の就退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等認定委員会委員の就退任があったので、次のとおり公告する。

平成 23 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

退 任 風 間 士 郎 平成 23 年 3 月 31 日

退 任 番 場 道 夫 平成 23 年 3 月 31 日

退 任 櫻 井 守 平成 23 年 3 月 31 日

就 任 風 間 士 郎 平成 23 年 4 月 1 日

就 任 小 池 哲 雄 平成 23 年 4 月 1 日

就 任 山 田 尚 彦 平成 23 年 4 月 1 日

監 査 委 員 公 表

定期監査結果の公表について

地方自治法第199条第4項の規定により、新潟県市町村総合事務組合の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果を次のとおり公表する。

平成23年4月1日

新潟県市町村総合事務組合監査委員 小 池 清 彦

新潟県市町村総合事務組合監査委員 高 野 榮 司

1 監査年月日

平成23年3月17日及び31日

2 監査対象年度及び期間

平成22年度 平成22年4月1日から平成23年2月28日まで

3 監査結果

監査の結果、新潟県市町村総合事務組合の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理は適正に執行されているものと認められた。